

## これまでに提示された主な意見

### (第1回～第5回合同会合)

#### 1. 現行制度の評価

##### ○見えないフロー

###### (実態把握の必要性)

- ・制度見直しに当たっては、現状の問題点とその解決策の全体像を把握した上で新しいシステムに移行すべきではないか。
- ・法律を見直すのであれば、どうして「見えないフロー」に流れているのか、どうすれば「見えるところ」に出てくるのか、検討する必要があるのではないか。
- ・制度変更の効果を定量的・客観的に政策評価するためには、「見えないフロー」の実態把握が必要ではないか。
- ・「見えないフロー」の実態が完全には把握できていないとしても、制度改善をしていくべきではないか。
- ・ヒアリングや調査等を通じて、中古品市場の実態及び課題をまとめるべきではないか。

###### (見えないフローの評価等)

- ・回収率50%程度という数字はかなり悪いのではないか。
- ・回収率も当初の30%から高くなってきており、よくできた制度ではないか。
- ・無料回収や安い処理業者へ流れるのは当然であり、家電リサイクル制度のシステムに問題があるのではないか。
- ・5割は適正に費用を負担しているが、残りは無料回収に引き渡したり、安いところへ引き渡したりしており、不公平感があるのではないか。
- ・不法投棄も重大な問題であるが、より重要な問題は、全体の1～2%程度の不法投棄ではなく、見えないフローの問題ではないか。
- ・見えないフローの行方をきちんと見える形にしていくための制度改革を検討すべきではないか。
- ・制度見直しに当たっては、見えないフローを家電リサイクル法のルートに回す努力が必要ではないか。
- ・全体的な傾向を見た上で、委員が論点を議論する資料としては評価できるのではないか。
- ・アンケートの中には回収率の低いものもあり、精度が粗い。一定の誤差があることを認識の上で検討すべきではないか。
- ・今後制度を見直す際には、廃家電全体の流れがきちんととらえられるシステムづくりというものが必要なのではないか。

- ・「見えないフロー」と一括りにした中には、様々な法律の対象となるものがあるため、何が合法で何が合法でないのか、場合によっては今の法律上は合法だけれども、必ずしも適正とは言えないものがあるのかどうかについて整理すべきではないか。
- ・資源価格の上昇が、見えないフローへの流れを加速しているのではないか。資源価格の上昇の、見えないフローへの影響が限定的であるという説明はしつくり来ないため、より定量的な納得しやすい説明が必要ではないか。
- ・家電リサイクル法、廃棄物処理法、バーゼル条約及び古物営業法等、現行法制でどこまできちんとした回収スキームができるのか、現行法制の徹底運用を行うことにより、どこまで現状の問題点に対応することができるのか、整理すべきではないか。
- ・リサイクルの循環のために一番重要なことは、どれだけしっかりした回収プロセスを作れるかに尽きるのではないか。
- ・見えないフローのうち、3R政策の優先順位から見て、リサイクルよりも推進すべき部分もあるのではないかといった基本的な点についても議論すべきではないか。
- ・見えないフローの規模は、決して小さくなく、非常に大きな規模なのではないか。
- ・見えないフローの中の、違法行為の実態把握のためには、アンケート方式ではなく、強制権限を持った規制官庁による抜き打ち検査や報告徴収等が必要ではないか。
- ・現行の家電リサイクル法の枠組みでは見えないフローの把握に限界がある。むしろ見えないフローが把握できることについて議論すべきではないか。
- ・年間の総出台数として推計している2,287万台は、実際の排出量と比べて過大になっているのではないか。
- ・見えないフローの調査結果は推計値であり、数字が一人歩きしないように注意すべきではないか。

#### (無料回収)

- ・無料で回収された廃家電はどこでどう処理されているのか。
- ・「買い子」といわれる無許可の回収業者が営業活動を行っている現状は、リサイクル先進国である日本にとって一番重要な、きちんとした回収プロセスの構築を進めていく上で問題ではないか。
- ・回収業者による引取りが相当数あるとのことだが、これに対して、廃棄物処理法の許可業者による消費者からの引取りは多くないのでないか。

#### (中古品輸出)

- ・国外へ輸出される分が輸出先で環境汚染を起こしている可能性があるので

ないか。

- ・偽装中古品として海外に輸出され、不適正に処理されている廃家電が存在するのではないか。
- ・「日本製」の表示がある廃家電が海外で不適正に処理されていること自体が問題ではないか。
- ・実感から言うと海外に出ている数字は過大評価であり、多くて2~300万台強と考えられるのではないか。
- ・リユース目的で輸出される中古品のうち、何割かは実際にはリユースできない不適正なものが入っているのではないか。

#### (国内の既存業者による処理)

- ・廃棄物処理法に基づく処理は、現行法上許容されているが、かなりの量が処理基準を満たしていないのではないか。実態を確認すべきではないか。
- ・ブラウン管ガラス、プリント基板の処理、フロンや断熱材フロンの回収等について、産廃業者はどのように行っているのか。
- ・家電リサイクル法以外で処理されている家電4品目の処理実態について明らかにすべきではないか。
- ・不法投棄だけに着目するのは議論を歪めることになる。むしろ、見えないフローの中で不適正な処理が行われていることが現行制度の最大の課題ではないか。
- ・産廃処理業者の処理について、冷媒フロン回収装置やP/F分割装置の有無等を確認すべきではないか。
- ・見えないフローのうち、おそらく数百万台はきちんとした施設を持たないところで不適正に処理されているが、それを一件一件チェックすることは困難であり、システム改善の中で対応すべきではないか。
- ・リサイクル券を発行せずに、リサイクル料金をとって産廃処理業者に横流しする小売業者への対策が必要ではないか。
- ・現状、資源回収については、廃棄物処理法の基準を満たさない違法処理・非常に不適切な処理を行っているものがある可能性が高く、看過すべきではないのではないか。

#### ○メーカーの責務

- ・現行制度は、消費者、小売業者、製造業者等が家電リサイクル法上の責務を果たすことにより、平成17年度は1,162万台を適切に処理しており、世界でも最も成功しているリサイクル制度といえるのではないか。
- ・拡大生産者責任、環境配慮設計の実施の観点から優れたシステムと評価するが、メーカーに物理的に戻ってくることがキーポイントであり、回収システムを強化することが必要ではないか。

- ・リサイクル工場から輸出されている金額・量はどの程度か把握すべきではないか。

#### ○環境配慮設計の促進

- ・各メーカーの設計・製造担当者がリサイクルしやすい製品を設計する等環境配慮設計の普及に大きな成果を挙げているのではないか。
- ・家電リサイクル法のEPR上の特徴は、製造事業者が処理責任を果たしているという点であり、環境配慮設計促進に関し、容リ法や自動車リサイクル法と比べて明らかに優れており、効果が出ているのではないか。
- ・リユースを促進するという観点からも、環境配慮設計について議論すべきではないか。
- ・環境配慮設計を取り入れた製品が優先的に購入されるようなインセンティブ付けが必要ではないか。
- ・メーカーの努力によって環境配慮設計の取組は進んでいるものの、現行制度では環境配慮設計のインセンティブが十分働いていないことが問題ではないか。

#### ○資源の有効利用

- ・再商品化されたものが、どこでどう利用されているのか不明確である。これを把握できないか。

#### ○リサイクルに対する意識の向上・長期使用の促進等

- ・消費者のリサイクルに対する意識を向上させることができたのではないか。
- ・国民の間に製品を長く使うことの大切さ、リサイクルの重要性、世界的に日本の「もったいない」精神が浸透したのではないか。
- ・いらなくなつたものをすぐ捨てずに知人に譲ったり、修理して使うことが促進されたのではないか。

#### ○不法投棄

- ・法施行前後で不法投棄が40%増えており、対策強化が必要ではないか。
- ・環境省が平成18年11月28日に発表した数字が、全国の実態を表しているのではないか。
- ・平成12年の環境省の不法投棄のデータは、特に不法投棄の多い地域のデータを基に推計していることや、法施行前の駆け込み廃棄の影響が見込まれること等から、過大な数値となっており、実際には法施行前後で不法投棄がより急激に増加しているのではないか。
- ・不法投棄には未発見・未回収の部分があり、実際の台数はこれ以上に多いのではないか。

- ・法制定時には地域によっては膨大な不法投棄の発生を懸念したが、びっくりするほど少なく、かなりうまくいっているのではないか。
- ・不法投棄は法施行前後で大幅な増加ではなく、1%程度で推移しており、近年は減少の傾向もあり、現行の排出時負担方式が不法投棄を増加させているとは考えにくいのではないか。
- ・不法投棄台数があまり増えていないという意見があるが、不法投棄が存在すること自体が問題ではないか。
- ・転売やスラッジが大半を占める産業廃棄物の4億トンを、家電の不法投棄の分母と比較することは、政策を考える上で適切な参考数字とはいえないのではないか。
- ・産業廃棄物の不法投棄は排出量の0.1%程度なのに対して、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄量が排出量の1%程度存在する意味を考えるべきではないか。
- ・現状の不法投棄台数17万台をどのように解釈するのか。そんなに増えていないのではないか。また、17万台を回収するのにどの程度の費用がかかっているのかを把握すべきではないか。
- ・不法投棄台数を抑えるために行政コストや社会コストがかかっていることを考慮すべきではないか。
- ・冷蔵庫などは谷底に不法投棄されると引き上げるのに何万円もかかることを認識すべきではないか。
- ・地方公共団体の不法投棄対策費用が施行後、3倍ないし4倍になっていることは見逃せない事実ではないか。
- ・個人が行っている不法投棄の問題とビジネスとして行われる不法投棄は全く別の問題であり、量的にも後者が大きな問題ではないか。
- ・個人が不法投棄をしており、その原因がリサイクル料金の廃棄時負担方式にあるとすれば、家電リサイクル制度が不法行為を誘発していることとなり、重大な問題ではないか。
- ・すべての不法投棄について、個人が出しているというのは非常に疑問である。事業者があえて偽装している場合も考えられるのではないか。
- ・自治体は不法投棄防止の観点から、「義務外品」に対し十分な措置をとるべきではないか。
- ・地方公共団体が収集運搬料金を無料とすれば、不法投棄の誘因は減少するのではないか。
- ・義務外品が不法投棄を増やしているのではないか。そうならば義務外品への対応が不法投棄対策の重要な切り札になり得るのではないか。義務外品に積極的に取り組んでいる自治体と、そうでない自治体を比較した場合、不法投棄の数が相当異なると考えられるため、データを公表し、精査すべきではないか。

- ・無料回収を自治体が黙認していることが不法投棄等の原因となっているのではないか。
- ・不法投棄者に対する罰則規定の整備など厳しい対応をすべきではないか。
- ・不法投棄は違法行為であり、自治体の責務としてしっかりと取り締まるべきではないか。
- ・不法投棄された製品の回収・リサイクル費用について、関係業界等にも一定の責任を課すべきではないか。
- ・ルール違反を見逃さないことが重要であり、監視体制の整備や不法投棄情報への懸賞金などを検討すべきではないか。
- ・消費者に対し法律の趣旨等を周知することが必要ではないか。
- ・メーカーは、一般消費者が排出する際に家電リサイクル券を受け取るよう、広告等において周知する運動を行っている。一般消費者が家電リサイクル券を受け取ることが、不法投棄・見えないフローに対する抑止力となるのではないか。
- ・不法投棄防止のためのやり方として料金の取り方以外の方策についてもしっかりと議論すべきではないか。
- ・不法投棄対策として、協力金制度、電子タグの導入及び人的対応を論点に追加すべきではないか。

## 2. 法律の目的

- ・家電リサイクル法の目的について、稀少金属の回収や有害物質削減の視点も取り入れるべきではないか。

## 3. 3Rとの関係

- ・家電リサイクル制度により3Rはどのように進展したのか。
- ・リデュースの促進についても今後検討する必要があるのではないか。
- ・国際的な3Rの推進の観点から中古品輸出をどう評価すべきか。
- ・リユースの優先順位や価値を明確化すべきではないか。
- ・リユースの定義について認識を統一しておく必要があるのではないか。
- ・リサイクルよりもリユースをもっと推進すべきではないか。
- ・買い換えるよりも安く修理できるような商品設計により、廃棄物の発生を抑制すべきではないか。
- ・故障品の迅速かつ低廉な修理対応体制等家電製品の長期使用を進めるシステムを構築すべきではないか。
- ・再利用は望ましいが、安全問題について一定の基準、システムを確立すべきではないか。
- ・リユースがリサイクル料金の徴収を回避するための営業戦略として活用されないようなシステムを検討すべきではないか。

- ・リユース目的で出されたものが資源回収によりリユースされなかつた場合、家電リサイクル法等の趣旨に照らしてどう考えるかについて整理する必要があるのではないか。

#### 4. 対象品目の在り方

- ・配送品以外も対象とし、デポジット制について検討してはどうか。
- ・品目拡大については、欧州のWEEEで対象となっている品目がどのように扱われているかなど、国際的な動向との整合性など、認識を揃えて議論すべきではないか。
- ・電子レンジ、ビデオデッキ、電話機、電気ポット、電気炊飯器なども対象とすべきではないか。
- ・家電量販店の半数以上は電子レンジ、掃除機、ビデオデッキ、ラジカセについて既に回収を行っており、これら製品を対象に追加すべきではないか。
- ・電源や乾電池を使用する全ての家電製品を対象にすべきではないか。
- ・電子レンジ、乾燥機、オイルヒーター、電動マッサージチェアなど、行政によるリサイクルは困難だが、再生利用可能な資源を含む製品を対象とすべきではないか。
- ・対象品目は拡大すべきであるが、配送を伴うものについて効率的に回収するという枠組みは維持すべきではないか。
- ・配送品とはならない小形の家電製品も、店頭回収することも想定して対象品目として検討していくべきではないか。
- ・小型製品まで対象を拡大することは、費用対効果の観点から慎重に検討すべきではないか。
- ・現行法の要件を満たす範囲内で拡大を検討すべきではないか。
- ・液晶テレビ、衣類乾燥機、電子レンジ等の大型・重量家電を追加すべきではないか。
- ・業務用の製品の扱いを明確化すべきではないか。
- ・リサイクル対象製品の区分を明確化すべきではないか。
- ・大型で重量があり、有害物質を含む廃家電も対象とすべきではないか。
- ・破損している製品の引取基準を明確にすべきではないか。
- ・一部破損した廃家電について、破損状態にかかわらず円滑に引き取るべきではないか。

#### 5. リサイクル料金の在り方

(料金水準・透明性)

- ・リサイクル料金が安くなっているのではないか。
- ・リサイクル料金を大幅に見直すとともに、採算状況を公表すべきではないか。
- ・資材の料金はリサイクルプラント全体の収支に直接影響を与えるわけではな